

東京都革靴製造業最低工賃の改正決定に係る
東京地方労働審議会の意見に関する公示

東京労働局一般公示第 177 号

令和 5 年 6 月 2 日に、東京地方労働審議会から東京都革靴製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法(昭和 45 年法律第 60 号)第 9 条第 1 項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 6 月 19 日までに、東京労働局長(東京都千代田区九段南一丁目 2 番 1 号九段第 3 合同庁舎)あて、別紙様式により異議申出をされたい。

令和 5 年 6 月 2 日

東京労働局長
辻田 博

記

東京都革靴製造業最低工賃の改正決定に係る東京地方労働審議会の意見要旨

次の東京都革靴製造業最低工賃を改正すること。

- 1 適用する家内労働者
東京都の区域内で革靴製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第 1 号の家内労働者に係る最低工賃額
別表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額
- 4 効力発生の日
令和 5 年 8 月 9 日

別紙

異議申出書

令和5年6月2日に貴殿が公示した東京都革靴製造業最低工賃に係る東京地方労働審議会の意見について異議があるので、家内労働法第9条第2項により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

以上

令和5年 月 日

申出者
住 所
氏 名

東京労働局長 辻田 博 殿

別表

業務	品 目		規 格		工 程 (下記の工程すべてを行う場合)	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製 甲	紳 士 靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	811 円
	婦 人	パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	685 円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行くものに限る。)及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	1,281 円
	靴	サンダル	牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美錠付け	616 円
底 付 け (セメントド方式によるものに限る。)	紳 士 靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底張付け	689 円
	婦 人	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	764 円
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	883 円
	靴	ショートブーツ		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	1,107 円
		サンダル	牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け	616 円
裁 断	紳 士 靴		牛革の銀付き又はガラス張り	外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革(外側)及び腰革(内側)の裁断	140 円
	婦 人	パンプス		無飾り及びヒール付き	甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断	120 円
		ショートブーツ		ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行くものに限る。)及びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断	160 円
	靴	サンダル	牛革の地生	無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断	130 円